

○帯広市男女共同参画市民懇話会設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の実現に関し、広く市民の意見を求めるため、帯広市男女共同参画市民懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、本市における男女共同参画社会の実現を図るため、次に掲げる事項について協議し、市長に対して意見を述べるものとする。

- (1) 男女共同参画プランの策定に関すること。
- (2) 男女共同参画プランの総合的かつ効果的な推進に関すること。
- (3) 男女共同参画プランの施策の実施に係る評価に関すること。
- (4) その他男女共同参画社会実現のために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 懇話会は、委員13名以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内に在住又は勤務若しくは通学するもの（公募によるものとする。）
- (3) 各種関係団体（農業、商工業、労働等の関係団体等）から推薦を受けた者
- (4) 帯広市男女共同参画推進員

3 市長は、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4以上になるよう努める。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は懇話会を代表し、会務を總理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 懇話会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、市民福祉部地域福祉室市民活動課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年8月26日から施行する。

（帯広市男女共同参画推進市民会議設置要綱の廃止）

2 帯広市男女共同参画推進市民会議設置要綱は、平成30年8月25日限り廃止する。

附 則（令和2年3月6日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。